狛江町広報

都議会議員選挙特集号

第112号　発行　昭和44年6月28日　狛江町役場(480)1181　休日夜間直通(480)1187

6月20日現在有権者数

男	19,461
女	19,013
計	38,474

都議会議員選挙

～告示6月28日投票7月13日～

▽…都議会議員選挙は、きょう告示され、七月十三日に投票が行なわれます。狛…△
▽…江町は地方自治法の一部改正による都議会議員の定数ならびに各選…区にお…△
▽…ける議員の数に関する条例の全部改正によって「北多摩第三選…区」に属し…△
▽…選挙区の都議会議員の定数は二名です。開票は七月十四日午前八時から狛江…△
▽…町役場で行ないます。開票の結果のわかるのは正午ごろになる予定です。……△

ことし三月二日以降狛江町に住所を移されたかたへ

三月二日以降に調布市を除く他の都内区市町村から狛江町に住所を移されたかたは今回の都議会議員選挙が狛江町の区域内の投票所において投票することができませんのでつぎの方法によって投票してください。

一、投票当日、前住所地（現に選挙人名簿に登録されている区市町村）における住所の属する区域内の投票所におもむいて投票する方法。

事前に役場の窓口で「引き続き都内に住所を有することを証するに足りる文書」（以下「証明書」という）の交付の請求をしておき投票当日に投票所に自ら直接おもむいて係員に申し出て投票してください。この場合は入場券がありません。

前記の「不在者投票事由該当証明書」（以下「証明書」という）と請求書（原則として請求されるかたが作成し、またはご希望があれば役場の窓口にも用意してあります）を同封して、もとの選挙管理委員会に投票用紙などの請求をします。もとの選挙管理委員会では、あなたあてにつぎの用紙類を郵送してきます。

①投票用紙、②不在者投票用封筒（外封筒・内封筒）、③不在者投票証明書在中の封筒、④不在者投票注意事項。

この送られてきた書類と当町の選挙管理委員会に本人がお持ちになって投票してください。特に注意していただきたいことは自宅で投票用紙に記入してお持ちになったり、③の封筒を開封してお持ちになると投票ができなくなります。

二、時間的、距離的に前述の方法が不可能の場合には投票日前に不在者投票によって投票する方法

(1) 前住所地の選挙管理委員会に本人自ら直接おもむいて不在者投票する方法

この場合には事前に役場の窓口で「不在者投票事由該当証明書」（以下「証明書」という）の交付を受けておき、その証明書をお持ちになって本人が直接前住所地の選挙管理委員会におもむいて投票してください。期間、時間などについては不在者投票の欄を参照してください。

(2) 投票用紙などを郵送により請求して現住所（狛江町）の選挙管理委員会で不在者投票する方法

今回の都議会議員選挙の不在者投票はきょうから七月十二日まで毎日午前八時三十分から午後五時まで役場内選挙管理委員会で行なっています。七月十三日の投票日に公務出張、その他の理由で不在となるかたほつぎの方法でさきに不在者投票をしてください。

一、狛江町の選挙人名簿に登録されている選挙人の投票

狛江町に居住し選挙人名簿に登録されている選挙人で、投票当日自分で投票所に行って投票をすることのできない選挙人の場合には正当な理由があり、投票当日投票所に行って投票できない旨を証明できる文書（入場券配布後に不在者投票をされるかたは入場券もいっしょにお持ちください）をお持ちになり選挙管理委員会へおもむいて投票を行なってください。

二、狛江町の選挙人名簿に登録されていない選挙人の投票

三月二日以降に転入し、申し出をされたかたは、今回の選挙人名簿に登録されませんのでつぎの方法で投票を行なってください。

調布市を除いた他の都内区市町村から転入されたかたが該当し、狛江町長に対して「不在者投票事由該当証明書（以下「証明書」という）の交付を請求してください。交付された投票用紙と不在者投票用封筒は、そのまま狛江町の選挙管理委員会へお持ちになって投票してください。不在者投票は十曜日の午後日曜日でも行なっています。

なお、この方法で不在者投票をされるかたはできるだけ早めに「証明書」の交付を受け、投票用紙などの請求をしてください。

証明書の手数料、投票用紙などの請求の際の手数料、返信用郵送料などはいりません。

なお、詳細は選挙管理委員会へお問い合わせください。

不在者投票

6月28日～7月12日

入場券の配布

7月6日ごろまでに

入場券は七月六日ごろまでにおとどけします。配布を受けましたら一、本年三月二日以降狛江町に転入したかた　二、昭和二十四年六月三日以降に生まれたかた　三、本年三月一日以前に転入していて選挙人名簿登録の申し出をしなかったかた　四、他の区市町村に転出したかたと不在者投票用封筒の交付を請求してください。交付された投票用紙と不在者投票用封筒は、そのまま狛江町の選挙管理委員会へお持ちになって投票してください。不在者投票は十曜日の午後日曜日でも行なっています。

なお、この方法で不在者投票をされるかたはできるだけ早めに「証明書」の交付を受け、投票用紙などの請求をしてください。

証明書の手数料、投票用紙などの請求の際の手数料、返信用郵送料などはいりません。

なお、詳細は選挙管理委員会へお問い合わせください。

なお、町内で住所を異動されたかたについては、法の定める規定に準じて原則として五月三十一日までは名簿の移し替えを行ない、それ以後については異動前の住所の属する区域の投票所で投票してください。

選挙公報の配布

都議会議員選挙の選挙公報は、七月十一日までの予定で町内の全世帯に配布しますから投票の参考にご利用ください。

公営ポスターの掲示場は10か所に

都議会議員選挙の公営ポスター掲示場は一投票区一か所となっており各投票所のそばに設置されます。

なお、都議会議員の選挙では、候補者が選挙運動のために使用できるポスターは候補者ひとりにつき法定枚数千二百枚で公営ポスター掲示場（任意制ポスター掲示場）に掲示することができることはもちろんのこと、これ以外にも他人の工作物に掲示することができ、この場合にはそれぞれの所有者または管理者などの承諾を得なければなりません。さらにこれらのポスターにはいずれも東京都選挙管理委員会から交付された証紙をはったものに限られています。

選挙が近づくと……
事前運動の鳥がとんでくるから気をつけよう

投票所のお知らせ

7月13日に行なわれる都議会議員選挙の投票所はつぎの10か所で，皆さんのお手もとにお届けする入場券にはその住んでいる区域の投票所が印刷してあります。必ず投票所を確認のうえ指定された投票所で投票してください。

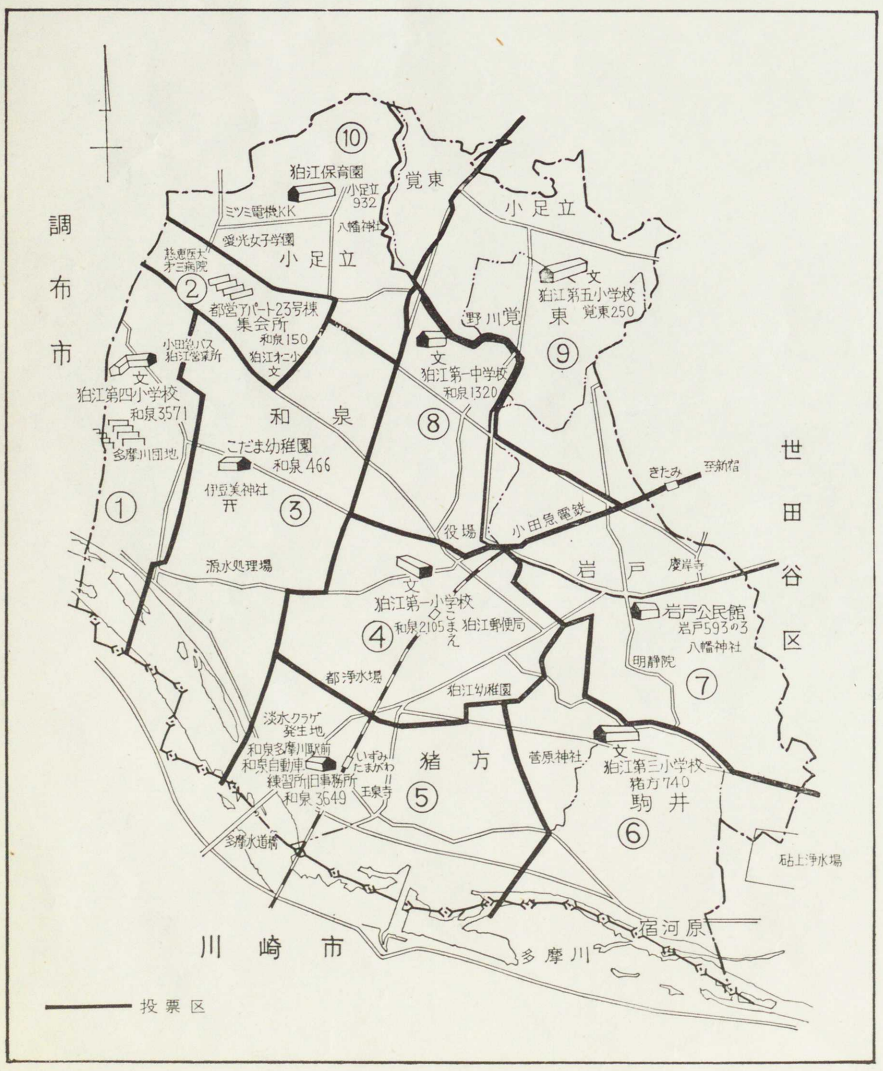

7月13日は都議会議員選挙です

みんなわすれず投票しましょう

—投票時間午前7時～午後6時—